

(12) 特許協力条約に基づいて公開された国際出願

(19) 世界知的所有権機関
国際事務局



(10) 国際公開番号

WO 2016/035644 A1

(43) 国際公開日

2016年3月10日(10.03.2016)

- (51) 国際特許分類:
H04L 12/66 (2006.01) H04L 12/717 (2013.01)
G06F 13/00 (2006.01) H04L 12/749 (2013.01)
H04L 12/70 (2013.01)
- (21) 国際出願番号: PCT/JP2015/074072
- (22) 国際出願日: 2015年8月26日(26.08.2015)
- (25) 国際出願の言語: 日本語
- (26) 国際公開の言語: 日本語
- (30) 優先権データ:
特願 2014-176946 2014年9月1日(01.09.2014) JP
- (71) 出願人: 日本電信電話株式会社(NIPPON TELEGRAPH AND TELEPHONE CORPORATION) [JP/JP]; 〒1008116 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 Tokyo (JP).
- (72) 発明者: 永瀨 幸雄(NAGAFUCHI, Yukio); 〒1808585 東京都武蔵野市緑町3丁目9-1 1

NTT 知的財産センター内 Tokyo (JP). 寺本 泰大(TERAMOTO, Yasuhiro); 〒1808585 東京都武蔵野市緑町3丁目9-1 1 NTT 知的財産センター内 Tokyo (JP). 岸 寿春(KISHI, Toshiharu); 〒1808585 東京都武蔵野市緑町3丁目9-1 1 NTT 知的財産センター内 Tokyo (JP). 小山 高明(KOYAMA, Takaaki); 〒1808585 東京都武蔵野市緑町3丁目9-1 1 NTT 知的財産センター内 Tokyo (JP). 北爪 秀雄(KITAZUME, Hideo); 〒1808585 東京都武蔵野市緑町3丁目9-1 1 NTT 知的財産センター内 Tokyo (JP).

- (74) 代理人: 酒井 宏明, 外(SAKAI, Hiroaki et al.); 〒1000013 東京都千代田区霞が関3丁目8番1号虎の門三井ビルディング 特許業務法人酒井国際特許事務所 Tokyo (JP).
- (81) 指定国 (表示のない限り、全ての種類の国内保護が可能): AE, AG, AL, AM, AO, AT, AU, AZ, BA, BB, BG, BH, BN, BR, BW, BY, BZ, CA, CH, CL, CN, CO, CR, CU, CZ, DE, DK, DM, DO, DZ, EC, EE, EG, ES,

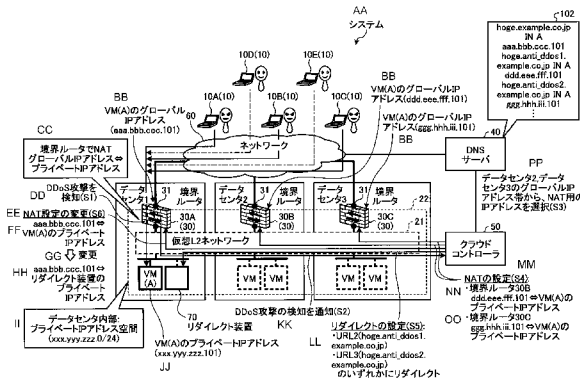
[続葉有]

(54) Title: CONTROL DEVICE, CONTROL SYSTEM, CONTROL METHOD, AND CONTROL PROGRAM

(54) 発明の名称: 制御装置、制御システム、制御方法、および、制御プログラム

(57) Abstract: In the present invention, when a cloud controller (50) detects an attack on any of the virtual machines (VMs) in a data center in a system, a network address translation (NAT) setting is performed for the private IP address of the VM(A) in the boundary router (30) of each data center (2, 3) other than the data center (1) to which the VM(A) subject to the attack belongs. Next, the cloud controller (50) makes a setting with respect to a redirect device (70) in the same data center (1) as the VM(A) so as to redirect access from a user terminal (10) to a host under the control of one of the boundary routers (30B, 30C) of the data centers (2, 3) other than the data center (1). Next, the cloud controller (50) changes the private IP address of the VM(A) in the NAT setting of the boundary router (30A) in the data center (1) to the private IP address of the redirect device (70).

(57) 要約: クラウドコントローラ(50)は、システム内のいずれかデータセンター内のVMへの攻撃を検知したとき、攻撃対象のVM(A)の属するデータセンター(1)以外の各データセンター(2, 3)の境界ルータ(30)にVM(A)のプライベートIPアドレスのNAT設定を行う。次に、クラウドコントローラ(50)は、VM(A)と同じデータセンター(1)内のリダイレクト装置(70)に対し、ユーザ端末(10)からのアクセスをデータセンター(1)以外の各データセンター(2, 3)のいずれかの境界ルータ(30B, 30C)配下のホストへリダイレクトするよう設定する。その後、クラウドコントローラ(50)は、データセンター(1)の境界ルータ(30A)のNAT設定におけるVM(A)のプライベートIPアドレスを、リダイレクト装置(70)のプライベートIPアドレスに変更する。



- 1-3 Data center
- 21 Virtual L2 network
- 30A, 30B, 30C Boundary router
- 40 DNS server
- 50 Cloud controller
- 60 Network
- 70 Redirect device
- AA System
- BB VM(A) global IP address
- CC NAT in boundary router
- global IP address → private IP address
- DD DDoS attack detected (S1)
- EE NAT settings changed (S6)
- FF aaa.bbb.ccc.101 → VM(A) private IP address
- GG Changed
- HH aaa.bbb.ccc.101 → Redirect device private IP address
- II Inside data center, Private IP address space
- JJ VM(A) private IP address
- KK Detection of DDoS attack reported (S2)
- LL Redirect setting (S5) redirect to either of the following:
URL2(hoge.amii.ddos1.example.co.jp)
URL3(hoge.amii.ddos2.example.co.jp)
- MM NAT setting (S4)
- NN Boundary router (30B)
ddd.eee.fff.101 → VM(A) private IP address
- OO Boundary router (30C)
ggg.hhh.iii.101 → VM(A) private IP address
- PP Select IP address for use with NAT from range of global IP addresses for data center 2 and data center 3 (S3)

WO 2016/035644 A1



FI, GB, GD, GE, GH, GM, GT, HN, HR, HU, ID, IL, IN, IR, IS, JP, KE, KG, KN, KP, KR, KZ, LA, LC, LK, LR, LS, LU, LY, MA, MD, ME, MG, MK, MN, MW, MX, MY, MZ, NA, NG, NI, NO, NZ, OM, PA, PE, PG, PH, PL, PT, QA, RO, RS, RU, RW, SA, SC, SD, SE, SG, SK, SL, SM, ST, SV, SY, TH, TJ, TM, TN, TR, TT, TZ, UA, UG, US, UZ, VC, VN, ZA, ZM, ZW.

ロシア (AM, AZ, BY, KG, KZ, RU, TJ, TM), ヨーロッパ (AL, AT, BE, BG, CH, CY, CZ, DE, DK, EE, ES, FI, FR, GB, GR, HR, HU, IE, IS, IT, LT, LU, LV, MC, MK, MT, NL, NO, PL, PT, RO, RS, SE, SI, SK, SM, TR), OAPI (BF, BJ, CF, CG, CI, CM, GA, GN, GQ, GW, KM, ML, MR, NE, SN, TD, TG).

(84) 指定国 (表示のない限り、全ての種類の広域保護が可能): ARIPO (BW, GH, GM, KE, LR, LS, MW, MZ, NA, RW, SD, SL, ST, SZ, TZ, UG, ZM, ZW), ユー

添付公開書類:

— 国際調査報告 (条約第 21 条(3))

明 細 書

発明の名称：

制御装置、制御システム、制御方法、および、制御プログラム

技術分野

[0001] 本発明は、制御装置、制御システム、制御方法、および、制御プログラムに関する。

背景技術

[0002] 仮想環境を構築する技術としてOpenStack（登録商標）と呼ばれる技術が普及している。また、このOpenStack（登録商標）を用い、複数のデータセンタ等、複数の拠点を仮想L2（レイヤ2）ネットワークで接続する技術も提案されている（非特許文献1～3）。

先行技術文献

非特許文献

- [0003] 非特許文献1：OpenStack、[online]、[平成26年6月16日検索]、インターネット<URL：<http://www.openstack.org/>>
- 非特許文献2：石井久治他、「オープンソースIaaS クラウド基盤OpenStack」、NTT技術ジャーナルVol.23、No.8、2011.
- 非特許文献3：北爪秀雄他、「クラウドサービスを支えるネットワーク仮想化技術」、NTT技術ジャーナルVol.23、No.10、2011.
- 非特許文献4：永渕幸雄他、「データセンタ間ライブマイグレーションにおける冗長経路回避に向けた経路制御方式の提案」、信学技報、IN2013-48、pp.71-76、Jul.2013.
- 非特許文献5：DDoS攻撃の軽減対策、[online]、[平成26年6月16日検索]、インターネット<URL：http://www.cisco.com/web/JP/product/hs/security/tad/tech/pdf/dda_wp.pdf>
- 非特許文献6：ウィキペディア、HTTPリダイレクト、[online]、[平成26年6月16日検索]、インターネット<URL：<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%83%AA>>

%E3%83%80%E3%82%A4%E3%83%AC%E3%82%AF%E3%83%88_(HTTP)>

非特許文献7：永渕幸雄他、「仮想データセンタ環境におけるDDoS攻撃トラフィック分散方式の提案」、信学技報、IN2014-48、pp.107-112、Jul.2014.

発明の概要

発明が解決しようとする課題

[0004] ここでデータセンタ内の特定のIP (Internet Protocol) 機器が、大量の packets によるDDoS (Distributed Denial of Service) 攻撃を受けた場合、当該データセンタの入り口に設置されたFW (FireWall) に攻撃 packets が集中する。その結果、当該データセンタ内のIP機器が正規ユーザ (攻撃者以外のユーザ) に対し、継続してサービスを提供できないおそれがあった。そこで、本発明は前記した問題を解決し、DDoS攻撃等の攻撃を受けた場合でも継続してサービスを提供することを課題とする。

課題を解決するための手段

[0005] 前記した課題を解決するため、本発明は、仮想ネットワークにより相互に接続される複数の拠点に設置され、当該拠点内の機器と外部ネットワークとの通信を中継する境界ルータに対し、各種制御を行う制御装置であって、いずれかの拠点内の機器への packets の集中を検知したとき、前記 packets の集中が検知された機器である攻撃対象の機器の属する拠点以外の各拠点の境界ルータに前記攻撃対象の機器のIPアドレスのNAT (Network Address Translation) 設定を行うNAT設定部と、いずれかの拠点内に設置されるリダイレクト装置に対し、前記リダイレクト装置へのアクセスを、前記攻撃対象の機器の属する拠点以外のいずれかの拠点の境界ルータ配下のホストへリダイレクトさせるよう設定するリダイレクト設定部と、前記リダイレクトの設定後、前記攻撃対象の機器の属する拠点の境界ルータのNAT設定における前記攻撃対象の機器のプライベートIPアドレスを、前記リダイレクト装置のプライベートIPアドレスに変更するNAT変更部とを備えることを特徴とする。

発明の効果

[0006] 本発明によれば、DDoS攻撃等の攻撃を受けた場合でも継続してサービスを提供することができる。

図面の簡単な説明

[0007] [図1]図1は、システムの全体構成の一例を示す図である。

[図2]図2は、システムの効果を説明する図である。

[図3]図3は、境界ルータの構成を示す図である。

[図4]図4は、境界ルータのNATテーブルの一例を示す図である。

[図5]図5は、境界ルータのNATテーブルの設定変更の一例を示す図である。

[図6]図6は、DNSサーバの構成を示す図である。

[図7]図7は、クラウドコントローラの構成を示す図である。

[図8]図8は、グローバルIPアドレス帯情報の一例を示す図である。

[図9]図9は、リダイレクト装置の構成を示す図である。

[図10]図10は、クラウドコントローラの処理手順を示すフローチャートである。

[図11]図11は、リダイレクト装置の処理手順を示すフローチャートである。

[図12]図12は、VMのマイグレーションを説明する図である。

[図13]図13は、制御プログラムを実行するコンピュータを示す図である。

発明を実施するための形態

[0008] 以下、図面を参照しながら、本発明を実施するための形態（実施形態）について説明する。なお、本発明は本実施形態に限定されない。

[0009]（全体構成）

まず、図1を用いて本実施形態の制御システム（システム）の全体構成を説明する。システムは、データセンタ（データセンタ1、2、3）と、ユーザ端末10（10A～10E）と、DNS（Domain Name System）サーバ40と、クラウドコントローラ（制御装置）50とを備える。これらは、イ

ンターネット等のネットワーク60で接続される。

- [0010] データセンタはそれぞれ、境界ルータ30を備え、1以上のVMを設置することができる。ここでは、データセンタ1は境界ルータ30Aを備え、データセンタ2は境界ルータ30Bを備え、データセンタ3は境界ルータ30Cを備える場合を例に説明する。なお、本実施形態では、データセンタ内に設置される機器がVM (Virtual Machine) である場合を例に説明するが、VM以外の機器であってもよい。
- [0011] 境界ルータ30 (30A, 30B, 30C) は、ネットワーク60に接続され、ユーザ端末10と各データセンタの各VMとの通信を中継する。なお、各境界ルータ30は、仮想L2 (レイヤ2) ネットワーク21で構成されるデータセンタ1, 2, 3を同じ共通のネットワークセグメント22とネットワーク60に分割する。
- [0012] 例えば、境界ルータ30Aのインタフェース31には、データセンタ1に割り当てられたIPアドレス帯「aaa.bbb.ccc.0/24」から選択されたIPアドレス (グローバルIPアドレス) 「aaa.bbb.ccc.101」が設定される。同様に、境界ルータ30Bにも、当該境界ルータ30Bの属するデータセンタ2に割り当てられたIPアドレス帯から選択されたIPアドレスが設定され、境界ルータ30Cにも、当該境界ルータ30Cの属するデータセンタ3に割り当てられたIPアドレス帯から選択されたIPアドレスが設定される。
- [0013] 境界ルータ30は、NAT (Network Address Translation) 機能を備え、NATテーブル (図4参照) により、各VMのグローバルIPアドレス—プライベートIPアドレス間の相互変換を行う。例えば、データセンタ1の内部のプライベートIPアドレス空間として「xxx.yyy.zzz.0/24」が割り当てられ、VM (A) のプライベートIPアドレスが「xxx.yyy.zzz.101」である場合を考える。この場合、境界ルータ30Aは、VM (A) 宛のパケットを受信すると、パケットの宛先のグローバルIPアドレス (例えば、「aaa.bbb.ccc.101」) を、当該VM (A) のプライベートIPアドレス (「xxx.yyy.zzz.101」) に変換して、データセンタ1の内部のVM (A) へ転送する。

なお、各データセンタ間は仮想L2（レイヤ2）ネットワーク21で接続されており、いずれの境界ルータ30もNATテーブルを用いることで、パケットを受信した場合に、当該パケットを宛先のVMへ転送できる。

[0014] また、境界ルータ30は、いわゆるFW（FireWall）としての機能も備え、DDoS攻撃等の攻撃を検知した場合、攻撃パケットのフィルタリングを行う。また、境界ルータ30は、攻撃を検知した旨を、クラウドコントローラ50へ通知する。この境界ルータ30は、物理マシンにより実現されてもよいし、仮想マシンにより実現されてもよい。

[0015] VMは、仮想L2ネットワーク21および境界ルータ30を介してユーザ端末10との通信を実行する。このVMは、例えば、WebサーバやDB（データベース）サーバ等を実行する仮想マシンである。このVMは、データセンタ内に設置される物理リソースにより実現される。なお、物理リソースは、通信インタフェース、プロセッサ、メモリ、ハードディスク等である。以下では、データセンタ1のVM（A）に対する攻撃が発生し、このVM（A）のホスト名は「hoge.example.co.jp」である場合を例に説明する。

[0016] また、データセンタ内にはリダイレクト装置70が設置される。このリダイレクト装置70は、ユーザ端末10からのアクセスを受け付けると、所定のリダイレクト先へのリダイレクトを行う。図1において、リダイレクト装置70はデータセンタ1に設置されるものとして表現しているが、データセンタ2、3にも設置されてよい。なお、このリダイレクト装置70は、VMにより実現されてもよいし、物理的なマシンにより実現されてもよい。さらに、境界ルータ30にリダイレクト装置70の機能を実装することで実現してもよい。

[0017] なお、各データセンタ内の境界ルータ30、VMおよびリダイレクト装置70は、仮想スイッチ（図示省略）により仮想L2ネットワーク21に接続される。この仮想L2ネットワーク21は、各データセンタ間を接続する論理的なL2ネットワークである。この仮想L2ネットワーク21はいわゆる仮想化技術により実現してもよいし、それ以外の技術により実現してもよい。

- [0018] ユーザ端末10は、ネットワーク60経由で各データセンタ内の機器（例えば、VM）にアクセスし、VMから各種サービスの提供を受ける。このユーザ端末10は、例えば、パーソナルコンピュータやスマートフォン等である。
- [0019] DNSサーバ40は、ホスト名の名前解決を行う。例えば、DNSサーバ40は、ユーザ端末10からアクセス先のVMのホスト名の名前解決の要求を受け付けると、このホスト名に対応するIPアドレスを返す。例えば、DNSサーバ40は自身が保有するDNS情報（符号102参照）を参照して、「hoge.example.co.jp」に対するIPアドレス「aaa.bbb.ccc.101」を返す。そして、ユーザ端末10は、当該IPアドレスを用いてVM（例えば、VM（A））へアクセスする。
- [0020] なお、このDNS情報には、各VM（例えば、VM（A））のホスト名に対するIPアドレス（グローバルIPアドレス）の他に、各VM（例えば、VM（A））が攻撃を受けた場合のリダイレクト先のホスト名に対するIPアドレスが設定される。
- [0021] 例えば、図1の符号102に示すDNS情報には、VM（A）のホスト名「hoge.example.co.jp」に対するIPアドレス「aaa.bbb.ccc.101」の他に、VM（A）が攻撃されたときのリダイレクト先のホスト名とそのホスト名に対するIPアドレスが設定される。具体例を挙げて説明すると、VM（A）が攻撃されたときのリダイレクト先が、データセンタ2の境界ルータ30Bまたはデータセンタ3の境界ルータ30Cである場合を考える。この場合、図1の符号102に示すDNS情報には、ホスト名「hoge.anti_ddos1.example.co.jp」に対するIPアドレスは「ddd.eee.fff.101（境界ルータ30Bに設定されたVM（A）のグローバルIPアドレス）」であり、ホスト名「hoge.anti_ddos2.example.co.jp」に対するIPアドレスは「ggg.hhh.iii.101（境界ルータ30Cに設定されたVM（A）のグローバルIPアドレス）」であるという情報が設定される。これにより、リダイレクト装置70（詳細は後記）からのリダイレクトを受けたユーザ端末10は、リダイレクト先のホ

スト名の名前解決を行うことができる。

[0022] クラウドコントローラ50は、データセンタ内の各機器（例えば、境界ルータ30やVM、リダイレクト装置70）の制御を行う。例えば、クラウドコントローラ50は、他の境界ルータ30に対するNAT用のIPアドレスの設定およびNATテーブルの設定の変更を行う。また、クラウドコントローラ50は、リダイレクト装置70に対しリダイレクトの設定を行う。

[0023] （動作概要）

次に、引き続き図1を用いて、上記のシステムにおける動作概要を説明する。ここでは、データセンタ1の境界ルータ30Aが、VM(A)に対するDDoS攻撃を検知した場合を例に説明する。例えば、データセンタ1の境界ルータ30AがDDoS攻撃を検知すると(S1)、クラウドコントローラ50へDDoS攻撃の検知を通知する(S2)。この通知を受けたクラウドコントローラ50は、データセンタ2,3それぞれに割り当てられたグローバルIPアドレス帯から、NAT用のIPアドレスを選択する(S3)。そして、クラウドコントローラ50は、各境界ルータ30にNATの設定を行う(S4)。つまり、クラウドコントローラ50は、境界ルータ30B,30CそれぞれのNATテーブルにS3で選択したVM(A)のグローバルIPアドレスとプライベートIPアドレスとを設定する。

[0024] 例えば、クラウドコントローラ50は、境界ルータ30BのNATテーブルにS3で選択したVM(A)のグローバルIPアドレス「ddd.eee.fff.101」とVM(A)のプライベートIPアドレスとを設定する。また、クラウドコントローラ50は、境界ルータ30CのNATテーブルにS3で選択したVM(A)のグローバルIPアドレス「ggg.hhh.iii.101」とVM(A)のプライベートIPアドレスとを設定する。

[0025] 次に、クラウドコントローラ50は、リダイレクト装置70にリダイレクトの設定を行う(S5)。例えば、クラウドコントローラ50は、リダイレクト装置70に対し、当該リダイレクト装置70がユーザ端末10からアクセスを受け付けたとき、URL2(hoge.anti_ddos1.example.co.jp)および

URL 3 (hoge.anti_ddos2.example.co.jp) のいずれかにリダイレクトするようリダイレクトの設定を行う。このURL 2およびURL 3は、DNSサーバ40のDNS情報に記載されたVM (A) が攻撃されたときのリダイレクト先のホスト名である。クラウドコントローラ50は、このリダイレクト先のホスト名を、例えば、DNSサーバ40のDNS情報から取得する。なお、データセンタ1内にリダイレクト装置70がなければ、クラウドコントローラ50は、データセンタ内のリソースを用いてリダイレクト装置70を作成(用意)し、上記のリダイレクトの設定を行う。なお、リダイレクト装置70のプライベートIPアドレスは、所定のプライベートIPアドレス空間(例えば、「xxx.yyy.zzz.0/24」)から空いているプライベートIPアドレス(例えば、「xxx.yyy.zzz.102」)を選択し割り当てる。

[0026] その後、クラウドコントローラ50は、境界ルータ30AのNAT設定の変更を行う(S6)。つまり、境界ルータ30AのNATテーブルにおけるVM (A) のグローバルIPアドレスに対するプライベートIPアドレスを、VM (A) のプライベートIPアドレスから、リダイレクト装置70のプライベートIPアドレス(例えば、「xxx.yyy.zzz.102」)に変更する。

[0027] これにより、例えば、図2に示すように正規ユーザのユーザ端末10(例えば、ユーザ端末10D, 10E)は、はじめにリダイレクト装置70へアクセスするが、リダイレクトされ、DNSサーバ40によりリダイレクト先のホスト名の名前解決を行い、境界ルータ30Bまたは境界ルータ30C経由でVM (A) へアクセスする。つまり、正規ユーザのユーザ端末10(例えば、ユーザ端末10D, 10E)は、リダイレクト装置70によりURL 2 (hoge.anti_ddos1.example.co.jp) またはURL 3 (hoge.anti_ddos2.example.co.jp) のいずれかにリダイレクトされる。ここで、正規ユーザのユーザ端末10(例えば、ユーザ端末10D, 10E)は、DNSサーバ40によりURL 2 (hoge.anti_ddos1.example.co.jp) またはURL 3 (hoge.anti_ddos2.example.co.jp) に対するIPアドレス(「ddd.eee.fff.101」、「ggg.hhh.iii.101」)を知ると、このIPアドレスに基づき境界ルータ30B

または境界ルータ 30C 経由で VM (A) にアクセスする。

[0028] 一方、攻撃者のユーザ端末 10 (例えば、ユーザ端末 10A, 10B, 10C) は、ブラウザの機能を持たない攻撃プログラム (攻撃ツール) で攻撃を行った場合、ブラウザの機能を必要とするリダイレクトに対応できないため、境界ルータ 30A 経由で元の IP アドレス (「aaa.bbb.ccc.101」) 宛にリダイレクト装置 70 を攻撃し続ける。

[0029] これにより、正規ユーザのユーザ端末 10 (例えば、ユーザ端末 10D, 10E) は、アクセスが集中している境界ルータ 30A を避けて VM (A) へアクセスすることになるので、攻撃が発生したときも VM (A) へアクセスしやすくなる。また、境界ルータ 30A へのアクセスの集中が緩和されるので境界ルータ 30A の帯域圧迫を軽減できる。その結果、システムは、DDoS 攻撃等の攻撃を受けた場合でもユーザ端末 10 に対し継続してサービスを提供することができる。

[0030] (境界ルータ)

次に、システムの各構成要素を詳細に説明する。まず、図 3 を用いて境界ルータ 30 を説明する。

[0031] 前記したとおり、境界ルータ 30 は、ネットワーク 60 に接続され、ユーザ端末 10 と各データセンタの各 VM との通信を中継する。この境界ルータ 30 は、インタフェース 31, 34 と、記憶部 32 と、制御部 33 とを備える。

[0032] インタフェース 31 は、境界ルータ 30 とネットワーク 60 とを接続するインタフェースである。このインタフェース 31 には、この境界ルータ 30 の属するデータセンタの IP アドレス帯から選択されたグローバル IP アドレスが設定される。インタフェース 34 は、境界ルータ 30 と仮想 L2 ネットワーク 21、VM を接続するインタフェースである。

[0033] 記憶部 32 は、NAT テーブルを記憶する。NAT テーブルは、データセンタ内の機器 (例えば、VM) のグローバル IP アドレスとプライベート IP アドレスとを対応付けた情報である。例えば、図 4 に示す NAT テーブル

は、境界ルータ30AにおけるNATテーブルであり、このNATテーブルにおいて、グローバルIPアドレス「aaa.bbb.ccc.101」に対するプライベートIPアドレスは「xxx.yyy.zzz.101」であることを示す。このNATテーブルは、経路制御部332（後記）がNATを行うときに参照される。また、このNATテーブルは、クラウドコントローラ50からの指示に基づき変更される。

[0034] 図3の制御部33は、NATテーブル管理部331と、経路制御部332と、攻撃通知部333と、フィルタリング部334とを備える。

[0035] NATテーブル管理部331は、外部装置からの指示に基づきNATテーブル（図4参照）を更新する。例えば、クラウドコントローラ50から、NATテーブルに、VM（A）のグローバルIPアドレスに対するプライベートIPアドレスの設定変更指示があった場合、これに応じてNATテーブルの設定変更を行う。

[0036] 例えば、クラウドコントローラ50から、NATテーブルに、VM（A）のグローバルIPアドレス「aaa.bbb.ccc.101」に対するプライベートIPアドレスを「xxx.yyy.zzz.101（VM（A）のプライベートIPアドレス）」から「xxx.yyy.zzz.102（リダイレクト装置70のプライベートIPアドレス）」への設定変更指示があった場合、NATテーブル管理部331は、これに応じて、図5の符号301→符号302に示すようにNATテーブルの設定変更を行う。

[0037] 図3の経路制御部332は、インタフェース31, 34経由で入力されたパケットの経路制御を行う。例えば、インタフェース31経由でユーザ端末10からVMへのパケットを受信すると、このパケットを当該VMへ転送する。このとき経路制御部332は、NATテーブル（図4参照）を参照して、パケットに付されたグローバルIPアドレスとプライベートIPアドレスとのNAT変換を行う。

[0038] 攻撃通知部333は、自身の境界ルータ30を経由するVMへのDDoS攻撃等の攻撃を検知した場合、攻撃を検知した旨を、クラウドコントローラ

50へ通知する。

[0039] フィルタリング部334は、攻撃パケットのフィルタリングを行う。例えば、フィルタリング部334は受信したパケットのヘッダ情報を参照し、攻撃パケットと推定されるパケットを廃棄する。

[0040] なお、この境界ルータ30は、いわゆるFW機能を備えるルータにより実現されるものとして説明したが、ルータとFWとの2つの装置により実現してももちろんよい。

[0041] (DNSサーバ)

次に、図6を用いてDNSサーバ40を説明する。DNSサーバ40は、前記したとおり、アクセス先のホスト名の名前解決を行う。このDNSサーバ40は、通信制御部41と、記憶部42と、制御部43とを備える。

[0042] 通信制御部41は、他の装置との通信を制御する。例えば、通信制御部41は、ユーザ端末10等との間で行われる通信を制御する。

[0043] 記憶部42は、DNS情報を記憶する。このDNS情報は、ホスト名に対応するIPアドレス（グローバルIPアドレス）の情報を含む。このDNS情報は、ホスト名解決部432（後記）がホスト名の名前解決を行う際に参照される。このDNS情報は、例えば、図1の符号102に示す情報等である。

[0044] 制御部43は、DNS情報管理部431と、ホスト名解決部432とを備える。

[0045] DNS情報管理部431は、外部装置（例えば、クラウドコントローラ50）からの指示に基づき、DNS情報を設定する。例えば、DNS情報は、図1の符号102に示すように、VM(A)のホスト名「hoge.example.co.jp」に対するIPアドレスとして「aaa.bbb.ccc.101」が設定され、ホスト名「hoge.anti_ddos1.example.co.jp」に対するIPアドレス「ddd.eee.fff.101」が設定され、ホスト名「hoge.anti_ddos2.example.co.jp」に対するIPアドレスとして「ggg.hhh.iii.101」が設定される。つまり、このDNS情報には、VMのホスト名とIPアドレスとのペアの他に、このVMに対する攻

撃を検知したときに用いるVMのホスト名とIPアドレスとのペアが設定される。このVMに対する攻撃を検知したときに用いるVMのホスト名に対応するIPアドレスは、攻撃対象のVMの属する拠点以外の拠点の境界ルータ30配下のIPアドレスを用いる。なお、VMに対する攻撃を検知したときに用いるVMのホスト名は、リダイレクト設定部533（後記）がリダイレクト装置70に対しリダイレクトの設定をするときに参照される。また、上記のホスト名に含まれる「anti_ddos1」や「anti_ddos2」は、説明を簡単にするために用いた文字列であり、実際には、攻撃者にDDoS対策であることが分かるような文字列は用いない。

[0046] ホスト名解決部432は、DNS情報を参照して、ホスト名の名前解決を行う。例えば、ホスト名解決部432は、ユーザ端末10からVM(A)のホスト名の名前解決の要求を受け付けると、DNS情報を参照して、当該ホスト名に対応するIPアドレスを返す。

[0047] (クラウドコントローラ)

次に、図7を用いてクラウドコントローラ50を説明する。クラウドコントローラ50は、前記したとおりデータセンタ内の各機器（例えば、境界ルータ30、VM、リダイレクト装置70等）の制御を行う。

[0048] クラウドコントローラ50は、通信制御部51と、記憶部52と、制御部53とを備える。通信制御部51は、他の装置との通信を制御する。例えば、通信制御部51は、境界ルータ30やDNSサーバ40との間で行われる通信を制御する。

[0049] 記憶部52は、境界ルータ情報と、グローバルIPアドレス帯情報とを記憶する。

[0050] 境界ルータ情報は、境界ルータ30ごとに当該境界ルータ30の属するデータセンタと、当該境界ルータ30のIPアドレスとを示した情報である。

[0051] グローバルIPアドレス帯情報は、各データセンタに割り当てられたグローバルIPアドレス帯を示した情報である。例えば、図8に示すグローバルIPアドレス帯情報において、データセンタ1に割り当てられたグローバル

IPアドレス帯は「aaa.bbb.ccc.0/24」であり、データセンタ2に割り当てられたグローバルIPアドレス帯は「ddd.eee.fff.0/24」であることを示す。このグローバルIPアドレス帯情報は、NAT設定部532（後記）が、各境界ルータ30にNATの設定を行うときに参照される。

[0052] 制御部53は、攻撃通知受信部531と、NAT設定部532と、リダイレクト設定部533と、NAT変更部534とを備える。破線で示すマイグレーション実行部535、DNS情報設定部536は装備される場合と装備されない場合とがあり、装備される場合については、後記する。

[0053] 攻撃通知受信部531は、境界ルータ30からの攻撃通知を受信する。

[0054] NAT設定部532は、攻撃通知受信部531により攻撃通知を受信したとき、各データセンタの境界ルータ30に対し、攻撃対象のVMのNATの設定を行う。

[0055] 例えば、攻撃対象のVMがデータセンタ1のVM(A)である場合を考える。この場合、NAT設定部532は、データセンタ2,3の各境界ルータ30に対し、グローバルIPアドレス帯情報(図8参照)を参照して、VM(A)のNAT用のIPアドレスを選択する。例えば、NAT設定部532は、グローバルIPアドレス帯情報(図8参照)を参照して、データセンタ2に割り当てられたグローバルIPアドレス帯「ddd.eee.fff.0/24」から、「ddd.eee.fff.101」を選択し、データセンタ3に割り当てられたグローバルIPアドレス帯「ggg.hhh.iii.0/24」から、「ggg.hhh.iii.101」を選択する。そして、NAT設定部532は、VMのプライベートIPアドレス(例えば、「xxx.yyy.zzz.101」)に対し、「ddd.eee.fff.101」を対応付けたNATの設定を、データセンタ2の境界ルータ30Bに行う。また、NAT設定部532は、VMのプライベートIPアドレス(例えば、「xxx.yyy.zzz.101」)に対し、「ggg.hhh.iii.101」を対応付けたNATの設定を、データセンタ3の境界ルータ30Cに対し行う。なお、NAT設定部532は、NATに設定済みの各VMのIPアドレスを記憶部52に記憶しておき、NATの設定において各VM間でIPアドレスの重複がないようにする。

- [0056] リダイレクト設定部533は、攻撃通知受信部531により攻撃通知を受信したとき、リダイレクト装置70に対し、リダイレクトの設定を行う。
- [0057] 例えば、攻撃対象のVMがデータセンタ1のVM(A)である場合、リダイレクト設定部533は、DNSサーバ40のDNS情報(図1の符号102参照)から、このVM(A)に対する攻撃を検知したときに用いるVMのホスト名(「hoge.anti_ddos1.example.co.jp」と「hoge.anti_ddos2.example.co.jp」)を取得し、リダイレクト装置70に対し、この取得したいずれかのホスト名のホストへのリダイレクトの設定を行う。これにより、ユーザ端末10(正規ユーザのユーザ端末10)からリダイレクト装置70へのアクセスは、「hoge.anti_ddos1.example.co.jp」または「hoge.anti_ddos2.example.co.jp」のいずれかへリダイレクトされる。その結果、ユーザ端末10(正規ユーザのユーザ端末10)は、境界ルータ30Bまたは境界ルータ30C経由でVM(A)へアクセスすることになる。なお、リダイレクト設定部533は、リダイレクト装置70に複数のリダイレクト先を設定する場合、リダイレクト装置70におけるリダイレクト先の選択方法(例えば、ラウンドロビン等)についても設定するようにしてもよい。
- [0058] なお、リダイレクト装置70が攻撃対象のVMの属するデータセンタ内がないとき、リダイレクト設定部533は、リダイレクト装置70(例えば、リダイレクト用VM)を、例えば、攻撃対象のVMの属するデータセンタ内に作成し、この作成したリダイレクト装置70に対し、上記のリダイレクトの設定を行う。なお、各データセンタ間は仮想L2ネットワーク21により接続されているため、リダイレクト設定部533は、攻撃対象のVMの属するデータセンタ以外にリダイレクト装置70を作成してもよいが、攻撃対象のVMの属するデータセンタ内にリダイレクト装置70を作成することで、攻撃パケットがデータセンタ間をまたがって疎通すること避けることができる。
- [0059] NAT変更部534は、リダイレクト設定部533によるリダイレクトの設定後、攻撃対象のVMの属するデータセンタの境界ルータ30のNATテ

ープルにおける当該VMのプライベートIPアドレスを、リダイレクト装置70のプライベートIPアドレスに変更する。

[0060] 例えば、攻撃対象のVMがデータセンタ1のVM(A)である場合、NAT変更部534は、VM(A)の属するデータセンタ1の境界ルータ30AのNATテーブルにおけるVM(A)のプライベートIPアドレスを、リダイレクト装置70のプライベートIPアドレスに変更する(図1のS6参照)。これにより、境界ルータ30A経由でのVM(A)宛のトラヒックはリダイレクト装置70に到達することになる。

[0061] (リダイレクト装置)

次に、図9を用いて、リダイレクト装置70を説明する。前記したとおりリダイレクト装置70は、ユーザ端末10からのアクセスをリダイレクトする。このリダイレクト装置70は、通信制御部71と、記憶部72と、制御部73とを備える。

[0062] 通信制御部71は、他の装置との通信を制御する。例えば、通信制御部71は、クラウドコントローラ50やユーザ端末10との間で行われる通信を制御する。

[0063] 記憶部72は、リダイレクト先情報を記憶する。このリダイレクト先情報は、リダイレクト装置70のリダイレクト先のホスト名を示す情報であり、例えば、「hoge.anti_ddos1.example.co.jp」および「hoge.anti_ddos2.example.co.jp」等が記載される。

[0064] 制御部73は、リダイレクト設定受付部731と、リダイレクト部732とを備える。

[0065] リダイレクト設定受付部731は、通信制御部71経由でクラウドコントローラ50からリダイレクト設定を受け付けると、リダイレクト設定に含まれるリダイレクト先情報(リダイレクト先のホスト名)を記憶部72へ出力する。

[0066] リダイレクト部732は、ユーザ端末10からのアクセスのHTTPリダイレクト(リダイレクト)を行う。例えば、リダイレクト部732は、通信

制御部 7 1 経由でユーザ端末 1 0 からのアクセスを受け付けると、リダイレクト先情報に示されるホスト名（例えば、「hoge.anti_ddos1.example.co.jp」および「hoge.anti_ddos2.example.co.jp」）からラウンドロビンにより決定したホスト名へのリダイレクトを行う。なお、リダイレクト部 7 3 2 は上記のようにラウンドロビンによりリダイレクト先を決定することで、正規ユーザのユーザ端末 1 0 から攻撃対象の VM（例えば、VM（A））へのトラヒックが各データセンタの境界ルータ 3 0 に分散される。

[0067] （処理手順）

次に、図 1 0 を用いてクラウドコントローラ 5 0 の処理手順を説明する。クラウドコントローラ 5 0 の攻撃通知受信部 5 3 1 は、境界ルータ 3 0 から VM への攻撃通知を受信すると（S 1 1）、NAT 設定部 5 3 2 は、グローバル IP アドレス帯情報（図 7 参照）を参照して、当該 VM の NAT 用の IP アドレスを選択する（S 1 2）。そして、NAT 設定部 5 3 2 は、S 1 2 で選択した IP アドレスを、各境界ルータ 3 0（攻撃対象の VM の属するデータセンタ以外の各データセンタの境界ルータ 3 0）の NAT テーブルに設定する（S 1 3）。その後、リダイレクト設定部 5 3 3 は攻撃対象の VM の属するデータセンタにリダイレクト装置 7 0 があるか否かを確認し（S 1 4）、リダイレクト装置 7 0 がなければ（S 1 4 で No）、リダイレクト設定部 5 3 3 はリダイレクト装置 7 0 を作成する（S 1 5）。そして、S 1 6 へ進む。一方、リダイレクト設定部 5 3 3 は攻撃対象の VM の属するデータセンタにリダイレクト装置 7 0 があれば（S 1 4 で Yes）、S 1 5 をスキップして、S 1 6 へ進む。

[0068] S 1 6 において、リダイレクト設定部 5 3 3 は、リダイレクト装置 7 0 に対し、リダイレクトの設定を行う。リダイレクト設定部 5 3 3 は、DNS サーバ 4 0 の DNS 情報（図 1 の符号 1 0 2 参照）から、攻撃対象の VM（例えば、VM（A））に対する攻撃を検知したときに用いる VM のホスト名（「hoge.anti_ddos1.example.co.jp」と「hoge.anti_ddos2.example.co.jp」）を取得し、リダイレクト装置 7 0 に対し、この取得したいずれかのホスト

名のホストへのリダイレクトの設定を行う。

[0069] そして、S 1 6の後、N A T変更部5 3 4は、攻撃対象のVMの属するデータセンタの境界ルータ3 0のN A T設定における攻撃対象のVMのプライベートIPアドレスを、リダイレクト装置7 0のプライベートIPアドレスに変更する(S 1 7)。

[0070] 次に、図1 1を用いて、リダイレクト装置7 0の処理手順を説明する。リダイレクト装置7 0のリダイレクト部7 3 2は、ユーザ端末1 0からのアクセスを受け付けると(S 2 1でY e s)、リダイレクト先情報に示されるホストからリダイレクト先ホストをラウンドロビンで決定し(S 2 2)、ユーザ端末1 0からのアクセスを、S 2 2で決定したホストへリダイレクトする(S 2 3)。一方、リダイレクト部7 3 2がユーザ端末1 0からのアクセスを受け付ける前は(S 2 1でN o)、S 2 1へ戻る。

[0071] (効果)

システムが上記の処理を行うことで、正規ユーザのユーザ端末1 0から、攻撃対象のVMへのアクセスはリダイレクト装置7 0によりリダイレクトされる。そして、正規ユーザのユーザ端末1 0は、D N Sサーバ4 0によりリダイレクト先のホスト名の名前解決を行うと、攻撃対象のVMの属するデータセンタ以外のデータセンタの境界ルータ3 0を経由して攻撃対象のVMにアクセスすることになる。一方、攻撃者のユーザ端末1 0は、リダイレクト装置7 0にアクセスしてもリダイレクトに対応できないため、リダイレクト装置7 0にアクセスしたままの状態となる。

[0072] つまり、正規ユーザのユーザ端末1 0は、攻撃によりアクセスが集中している境界ルータ3 0を避けて攻撃対象のVMへアクセスするので、攻撃対象のVMへアクセスしやすくなる。また、リダイレクトにより攻撃対象のVMの属するデータセンタの境界ルータ3 0へのアクセスの集中が緩和されるので当該境界ルータ3 0の帯域圧迫を軽減できる。その結果、システムは、D D o S攻撃等の攻撃を受けた場合でもユーザ端末1 0に対し継続してサービスを提供することができる。

- [0073] 図12を参照しながら、本実施形態の効果を、具体例を用いながら詳細に説明する。ここでは、各データセンタとネットワーク60とを接続するアクセス回線の帯域が10Gbps、攻撃者のユーザ端末10（10A, 10B, 10C）からの攻撃トラヒックの合計が8Gbps、正規ユーザのユーザ端末10（10D, 10E）からのトラヒックの合計が4Gbps、VMは1つの要求に対し、2Mバイトのデータを応答する場合を例に考える。
- [0074] この場合、データセンタ1のアクセス回線の負荷は、8Gbps+4Gbps=12Gbpsである。一方、データセンタ1とネットワーク60とを接続するアクセス回線の帯域は10Gbpsであるので、このままでは、正規ユーザのユーザ端末10からのトラヒックを含め2Gbps分のトラヒックが廃棄されることになる。
- [0075] ここで、システムがリダイレクト装置70によるリダイレクトを実施することで、以下の効果が期待できる。
- [0076] すなわち、正規ユーザのユーザ端末10（10D, 10E）からのトラヒックは2つのデータセンタ（データセンタ2, 3）の境界ルータ30に分散される。その結果、データセンタ1の境界ルータ30Aへのトラヒックは8Gbps、データセンタ2の境界ルータ30Bへのトラヒックは2Gbps、データセンタ3の境界ルータ30Cへのトラヒックは2Gbpsとなる。つまり、10Gbps以下となるので、トラヒックは廃棄されず、正規ユーザのユーザ端末10からのトラヒックを守ることができる。
- [0077] さらに、リダイレクト装置70はユーザ端末10に対しリダイレクト情報を送信するので、VM等によりユーザ端末10にデータ（上記の例では2Mバイト）を応答する場合に比べて、ユーザ端末10へのトラヒック量を低減することができる。また、リダイレクト装置70は、リダイレクト処理を主な処理とするため、ユーザ端末10等からのアクセスに対して、通常のウェブサーバよりもCPU（Central Processing Unit）、メモリ等のリソースが少なく済む。その結果、リダイレクト装置70は多数のユーザ端末10からのアクセスにも対応できる。また、VMのリソースに対して行われるD

D o S 攻撃に対しても効果的である。

[0078] さらに、境界ルータ 30 における NAT 設定の変更およびリダイレクト装置 70 によるリダイレクトにより、攻撃者のユーザ端末 10 からのアクセスは攻撃対象の VM に到達しない。したがって、攻撃対象の VM は、正規ユーザのユーザ端末 10 からのアクセスに対応すればよい。前記したような VM のリソースに対して行われる D D o S 攻撃に対処できる。

[0079] また、システムは、攻撃検知前に DNS サーバ 40 への DNS 情報の設定を行っておく。したがって、システムは、例えば、非特許文献 7 の記載の技術のように、攻撃検知後に DNS サーバの DNS 情報を変更して対処する場合に比べて、攻撃に対する対処を迅速に行うことができる。

[0080] (その他の実施形態)

なお、クラウドコントローラ 50 が上記のようにリダイレクト装置 70 によるリダイレクトの設定を行った後、攻撃対象の VM を、他のデータセンタ (例えば、データセンタ 2) にマイグレーションさせてもよい。この場合、クラウドコントローラ 50 は、図 7 に示すマイグレーション実行部 535 を備え、このマイグレーション実行部 535 により当該 VM のマイグレーションを実行する。

[0081] 例えば、クラウドコントローラ 50 のマイグレーション実行部 535 は、図 12 に示すように、攻撃対象の VM (A) をデータセンタ 1 からデータセンタ 2 にマイグレーションさせる。このようなマイグレーションを実行することで、境界ルータ 30 B または境界ルータ 30 C 経由で VM (A) へアクセスしてきた正規ユーザのユーザ端末 10 は、データセンタ 1 まで通信を行う必要がなくなるので、VM (A) との通信時間を短縮することができる。

[0082] また、各データセンタには境界ルータ 30 が 1 台設置される場合を例に説明したが、各データセンタに境界ルータ 30 が複数台設置されていてももちろんよい。この場合、クラウドコントローラ 50 は上記と同様の処理手順により、各境界ルータ 30 に NAT の設定を行い、攻撃対象の VM の属するデータセンタの境界ルータ 30 の NAT の変更を行う、リダイレクト装置 70

によるリダイレクトを実行させる。

[0083] なお、境界ルータ30がDDoS攻撃を検知したときに攻撃通知を送信することとしたが、これに限定されない。例えば、当該境界ルータ30で中継するVMへのパケットが所定の閾値を超えて送信されたときに攻撃通知を送信するようにしてもよい。ここでの閾値は、例えば、境界ルータ30からネットワーク60へ接続するインタフェース31に設定される帯域の値を用いる。

[0084] また、クラウドコントローラ50のリダイレクト設定部533は、DNSサーバ40のDNS情報から、リダイレクト装置70に設定するリダイレクト先のホスト名を取得することとしたが、これに限定されない。例えば、DNSサーバ40のDNS情報をクラウドコントローラ50が設定する場合、クラウドコントローラ50は、DNSサーバ40に設定したDNS情報を記憶部52に記憶しておく。そして、クラウドコントローラ50は、記憶部52のDNS情報からリダイレクト先のホスト名を取得し、リダイレクト装置70に設定する。すなわち、クラウドコントローラ50は、DNSサーバ40のDNS情報を設定するDNS情報設定部536（図7参照）をさらに備え、DNS情報設定部536はDNSサーバ40に設定したDNS情報を記憶部52に記憶しておく。そして、リダイレクト設定部536は、記憶部52のDNS情報から、攻撃対象のVMの属する拠点以外のいずれかの拠点の境界ルータ30配下のホストのホスト名を取得し、当該ホスト名のホストをリダイレクト先のホストとしてリダイレクト装置70に設定する。

[0085] なお、前記したシステムの各構成要素は機能概念的なものであり、必ずしも各図に示したように構成されている必要はなく、任意の単位で統合・分散して構成することが可能である。

[0086] (プログラム)

また、上記実施形態に係るクラウドコントローラ50が実行する処理をコンピュータが実行可能な言語で記述したプログラムを作成し、実行することもできる。この場合、コンピュータがプログラムを実行することにより、上

記実施形態と同様の効果を得ることができる。さらに、かかるプログラムをコンピュータに読み取り可能な記録媒体に記録して、この記録媒体に記録されたプログラムをコンピュータに読み込ませて実行することにより上記実施形態と同様の処理を実現してもよい。以下に、クラウドコントローラ50と同様の機能を実現する制御プログラムを実行するコンピュータの一例を説明する。

[0087] 図13は、制御プログラムを実行するコンピュータを示す図である。図13に示すように、コンピュータ1000は、例えば、メモリ1010と、CPU1020と、ハードディスクドライブインタフェース1030と、ディスクドライブインタフェース1040と、シリアルポートインタフェース1050と、ビデオアダプタ1060と、ネットワークインタフェース1070とを有する。これらの各部は、バス1080によって接続される。

[0088] メモリ1010は、ROM (Read Only Memory) 1011およびRAM (Random Access Memory) 1012を含む。ROM1011は、例えば、BIOS (Basic Input Output System) 等のブートプログラムを記憶する。ハードディスクドライブインタフェース1030は、ハードディスクドライブ1090に接続される。ディスクドライブインタフェース1040は、ディスクドライブ1100に接続される。ディスクドライブ1100には、例えば、磁気ディスクや光ディスク等の着脱可能な記憶媒体が挿入される。シリアルポートインタフェース1050には、例えば、マウス1110およびキーボード1120が接続される。ビデオアダプタ1060には、例えば、ディスプレイ1130が接続される。

[0089] ここで、図13に示すように、ハードディスクドライブ1090は、例えば、OS1091、アプリケーションプログラム1092、プログラムモジュール1093およびプログラムデータ1094を記憶する。上記実施形態で説明した各テーブルは、例えばハードディスクドライブ1090やメモリ1010に記憶される。

[0090] また、制御プログラムは、例えば、コンピュータ1000によって実行さ

れる指令が記述されたプログラムモジュールとして、ハードディスクドライブ1090に記憶される。具体的には、上記実施形態で説明したクラウドコントローラ50が実行する各処理が記述されたプログラムモジュールが、ハードディスクドライブ1090に記憶される。

[0091] また、制御プログラムによる情報処理に用いられるデータは、プログラムデータとして、例えば、ハードディスクドライブ1090に記憶される。そして、CPU1020が、ハードディスクドライブ1090に記憶されたプログラムモジュール1093やプログラムデータ1094を必要に応じてRAM1012に読み出して、上述した各手順を実行する。

[0092] なお、制御プログラムに係るプログラムモジュール1093やプログラムデータ1094は、ハードディスクドライブ1090に記憶される場合に限られず、例えば、着脱可能な記憶媒体に記憶されて、ディスクドライブ1100等を介してCPU1020によって読み出されてもよい。あるいは、制御プログラムに係るプログラムモジュール1093やプログラムデータ1094は、LAN (Local Area Network) やWAN (Wide Area Network) 等のネットワークを介して接続された他のコンピュータに記憶され、ネットワークインタフェース1070を介してCPU1020によって読み出されてもよい。

符号の説明

- [0093] 1, 2, 3 データセンタ
10 ユーザ端末
21 仮想L2ネットワーク
22 ネットワークセグメント
30 境界ルータ
31, 34 インタフェース
32, 42, 52, 72 記憶部
33, 43, 53, 73 制御部
40 DNSサーバ

- 4 1, 5 1, 7 1 通信制御部
- 5 0 クラウドコントローラ
- 6 0 ネットワーク
- 3 3 1 N A Tテーブル管理部
- 3 3 2 経路制御部
- 3 3 3 攻撃通知部
- 3 3 4 フィルタリング部
- 4 3 1 D N S情報管理部
- 4 3 2 ホスト名解決部
- 5 3 1 攻撃通知受信部
- 5 3 2 N A T設定部
- 5 3 3 リダイレクト設定部
- 5 3 4 N A T変更部
- 5 3 5 マイグレーション実行部
- 5 3 6 D N S情報設定部
- 7 3 1 リダイレクト設定受付部
- 7 3 2 リダイレクト部

請求の範囲

[請求項1]

仮想ネットワークにより相互に接続される複数の拠点に設置され、当該拠点内の機器と外部ネットワークとの通信を中継する境界ルータに対し、各種制御を行う制御装置であって、

いずれかの拠点内の機器へのパケットの集中を検知したとき、

前記パケットの集中が検知された機器である攻撃対象の機器の属する拠点以外の各拠点の境界ルータに前記攻撃対象の機器のIPアドレスのNAT (Network Address Translation) 設定を行うNAT設定部と、

いずれかの拠点内に設置されるリダイレクト装置に対し、前記リダイレクト装置へのアクセスを、前記攻撃対象の機器の属する拠点以外のいずれかの拠点の境界ルータ配下のホストへリダイレクトさせるよう設定するリダイレクト設定部と、

前記リダイレクトの設定後、前記攻撃対象の機器の属する拠点の境界ルータのNAT設定における前記攻撃対象の機器のプライベートIPアドレスを、前記リダイレクト装置のプライベートIPアドレスに変更するNAT変更部と

を備えることを特徴とする制御装置。

[請求項2]

前記リダイレクト設定部は、

前記機器のホスト名および前記ホスト名に対応するIPアドレスと、当該機器の属する拠点以外の拠点の境界ルータ配下のホストのホスト名および前記ホスト名に対応するIPアドレスとが設定されたDNS (Domain Name System) 情報を有するDNSサーバから、前記攻撃対象の機器の属する拠点以外のいずれかの拠点の境界ルータ配下のホストのホスト名を取得し、前記リダイレクト装置に対し、前記リダイレクト装置へのアクセスを、当該ホスト名のホストへリダイレクトさせるよう設定することを特徴とする請求項1に記載の制御装置。

[請求項3]

前記制御装置は、さらに、

D N S (Domain Name System) サーバに設定された、前記機器のホスト名および前記ホスト名に対応する I P アドレスと、当該機器の属する拠点以外の拠点の境界ルータ配下のホストのホスト名および前記ホスト名に対応する I P アドレスとを含む D N S 情報を記憶する記憶部を備え、

前記リダイレクト設定部は、

前記 D N S 情報から、前記攻撃対象の機器の属する拠点以外のいずれかの拠点の境界ルータ配下のホストのホスト名を取得し、前記リダイレクト装置に対し、前記リダイレクト装置へのアクセスを、当該ホスト名のホストへリダイレクトさせるよう設定することを特徴とする請求項 1 に記載の制御装置。

[請求項4]

前記リダイレクト設定部は、

前記リダイレクト装置がないとき、拠点内に前記リダイレクト装置を作成、または、拠点内の機器を前記リダイレクト装置として動作させるよう設定を行うことを特徴とする請求項 1 ～ 3 のいずれか 1 項に記載の制御装置。

[請求項5]

前記 N A T 変更部により、前記攻撃対象の機器の属する拠点の境界ルータの N A T 設定における前記攻撃対象の機器のプライベート I P アドレスを、前記リダイレクト装置のプライベート I P アドレスに変更した後、前記攻撃対象の機器を、他の拠点へマイグレーションさせるマイグレーション実行部をさらに備えることを特徴とする請求項 1 ～ 3 のいずれか 1 項に記載の制御装置。

[請求項6]

前記いずれかの拠点内の機器へのパケットの集中の検知は、前記拠点の境界ルータにおいて、前記機器への D D o S 攻撃を検知した場合、予め設定された閾値を超えるパケットの受信を検知した場合、および、前記境界ルータの外部ネットワーク側のインタフェースに設定された帯域を超えるトラフィック量のパケットの受信を検知した場合、のいずれかであることを特徴とする請求項 1 ～ 3 のいずれか 1 項に記載

の制御装置。

[請求項7]

仮想ネットワークにより相互に接続される複数の拠点に設置され、当該拠点内の機器と外部ネットワークとの通信を中継する境界ルータに対し、各種制御を行う制御装置を備える制御システムであって、他の装置からのアクセスをリダイレクトするリダイレクト装置を含み、

前記制御装置は、

いずれか拠点内の機器へのパケットの集中を検知したとき、

前記パケットの集中が検知された機器である攻撃対象の機器の属する拠点以外の各拠点の境界ルータに前記攻撃対象の機器のIPアドレスのNAT (Network Address Translation) 設定を行うNAT設定部と、

前記リダイレクト装置に対し、前記リダイレクト装置へのアクセスを、前記攻撃対象の機器の属する拠点以外のいずれかの拠点の境界ルータ配下のホストへリダイレクトさせるよう設定するリダイレクト設定部と、

前記リダイレクトの設定後、前記攻撃対象の機器の属する拠点の境界ルータのNAT設定における前記攻撃対象の機器のプライベートIPアドレスを、前記リダイレクト装置のプライベートIPアドレスに変更するNAT変更部と

を備えることを特徴とする制御システム。

[請求項8]

前記制御システムは、さらに、

前記機器のホスト名および前記ホスト名に対応するIPアドレスと、当該機器の属する拠点以外の拠点の境界ルータ配下のホストのホスト名および前記ホスト名に対応するIPアドレスとが設定されたDNS (Domain Name System) 情報を有するDNSサーバを備え、

前記リダイレクト設定部は、

前記DNSサーバから、前記攻撃対象の機器の属する拠点以外のい

いずれかの拠点の境界ルータ配下のホストのホスト名を取得し、前記リダイレクト装置に対し、前記リダイレクト装置へのアクセスを、当該ホスト名のホストへリダイレクトさせるよう設定することを特徴とする請求項7に記載の制御システム。

[請求項9]

仮想ネットワークにより相互に接続される複数の拠点に設置され、当該拠点内の機器と外部ネットワークとの通信を中継する境界ルータに対し、各種制御を行う制御方法であって、

いずれかの拠点内の機器へのパケットの集中を検知したとき、

前記パケットの集中が検知された機器である攻撃対象の機器の属する拠点以外の各拠点の境界ルータに前記攻撃対象の機器のIPアドレスのNAT (Network Address Translation) 設定を行うステップと、

いずれかの拠点内に設置されるリダイレクト装置に対し、前記リダイレクト装置へのアクセスを、前記攻撃対象の機器の属する拠点以外のいずれかの拠点の境界ルータ配下のホストへリダイレクトさせるよう設定するステップと、

前記リダイレクトの設定後、前記攻撃対象の機器の属する拠点の境界ルータのNAT設定における前記攻撃対象の機器のプライベートIPアドレスを、前記リダイレクト装置のプライベートIPアドレスに変更するステップと

を含んだことを特徴とする制御方法。

[請求項10]

仮想ネットワークにより相互に接続される複数の拠点に設置され、当該拠点内の機器と外部ネットワークとの通信を中継する境界ルータに対し、各種制御を行う制御プログラムであって、

いずれかの拠点内の機器へのパケットの集中を検知したとき、

前記パケットの集中が検知された機器である攻撃対象の機器の属する拠点以外の各拠点の境界ルータに前記攻撃対象の機器のIPアドレスのNAT (Network Address Translation) 設定を行うステップ

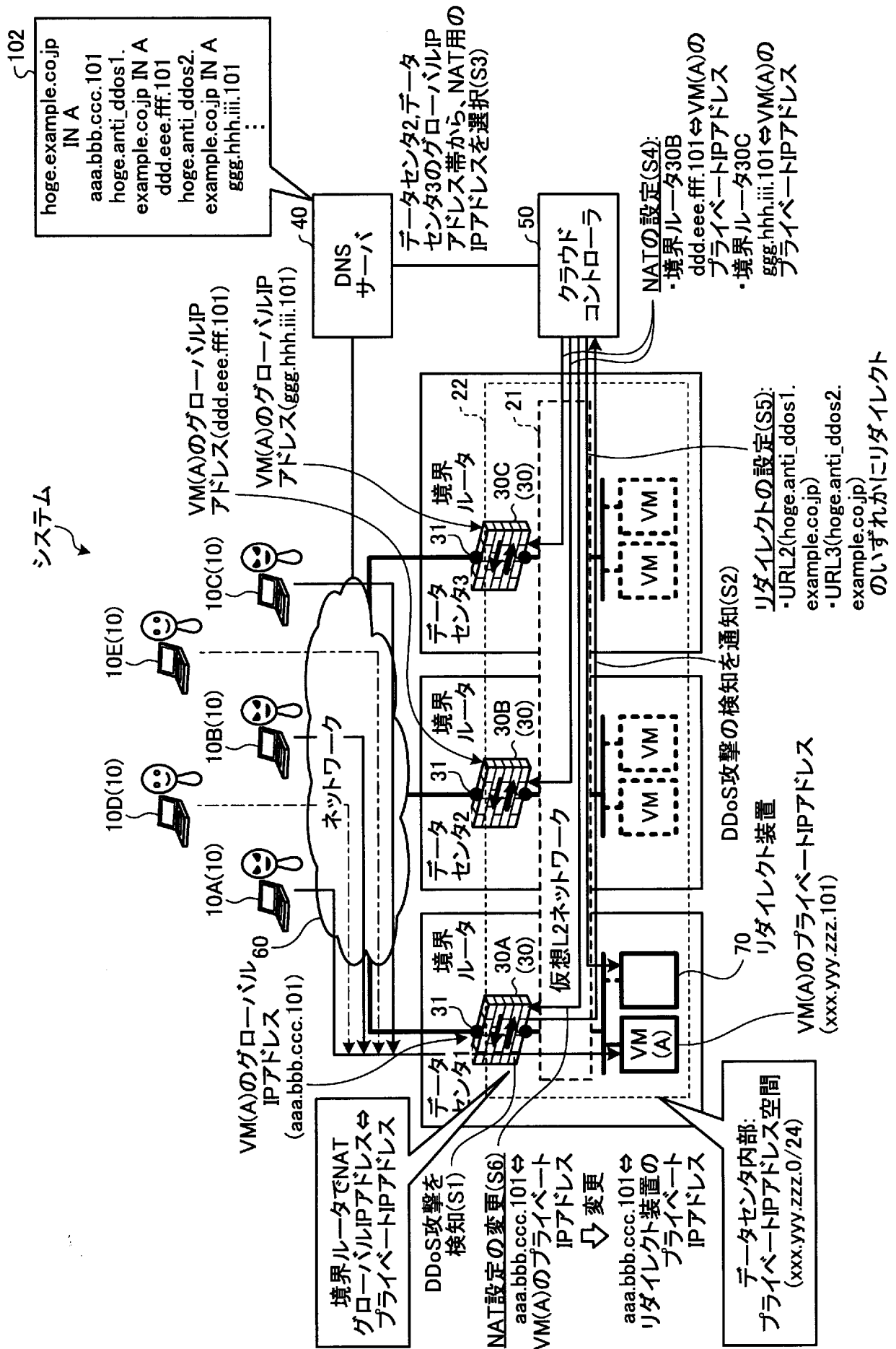
と、

いずれかの拠点内に設置されるリダイレクト装置に対し、前記リダイレクト装置へのアクセスを、前記攻撃対象の機器の属する拠点以外のいずれかの拠点の境界ルータ配下のホストへリダイレクトさせるよう設定するステップと、

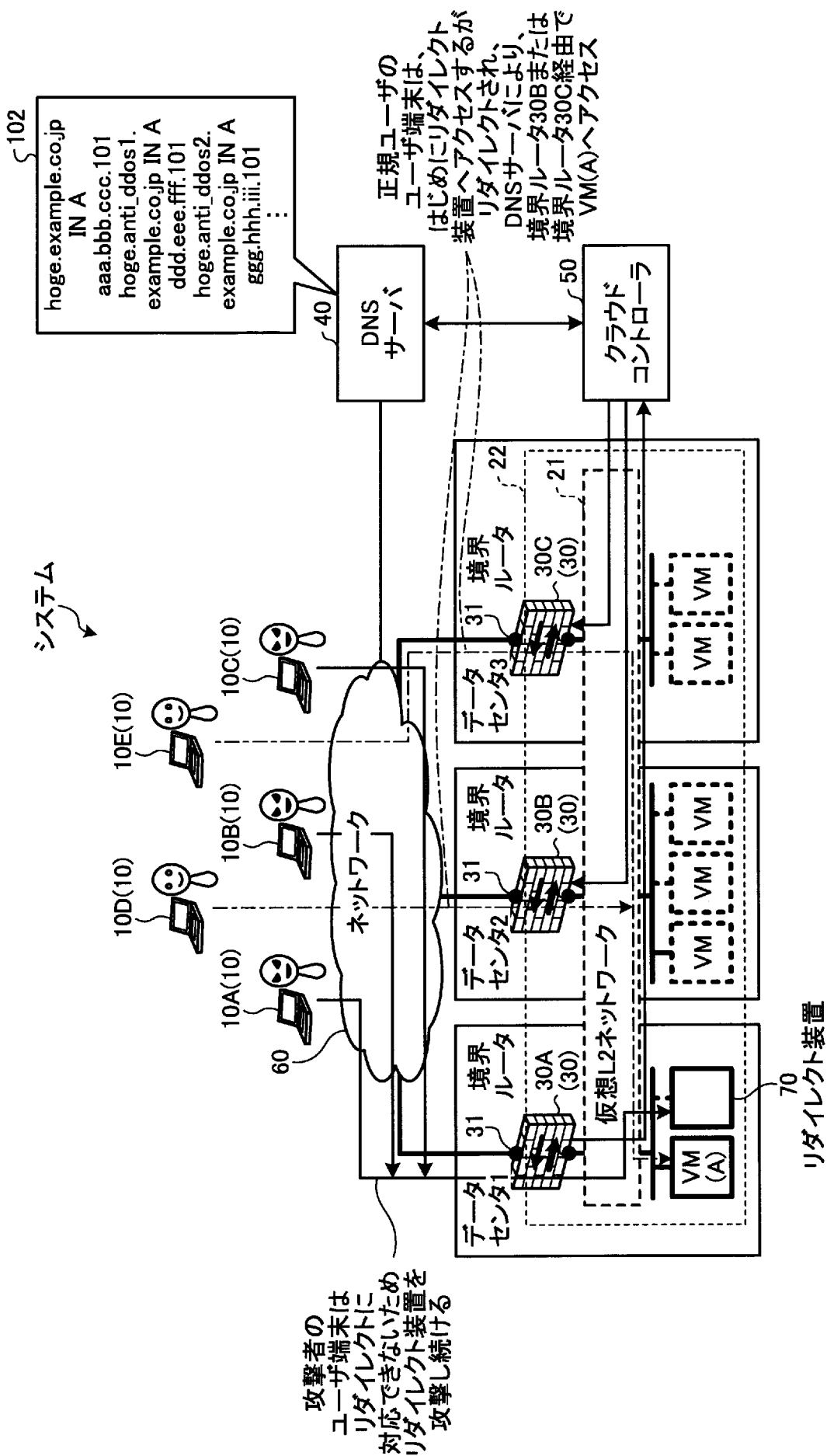
前記リダイレクトの設定後、前記攻撃対象の機器の属する拠点の境界ルータのNAT設定における前記攻撃対象の機器のプライベートIPアドレスを、前記リダイレクト装置のプライベートIPアドレスに変更するステップと

をコンピュータに実行させることを特徴とする制御プログラム。

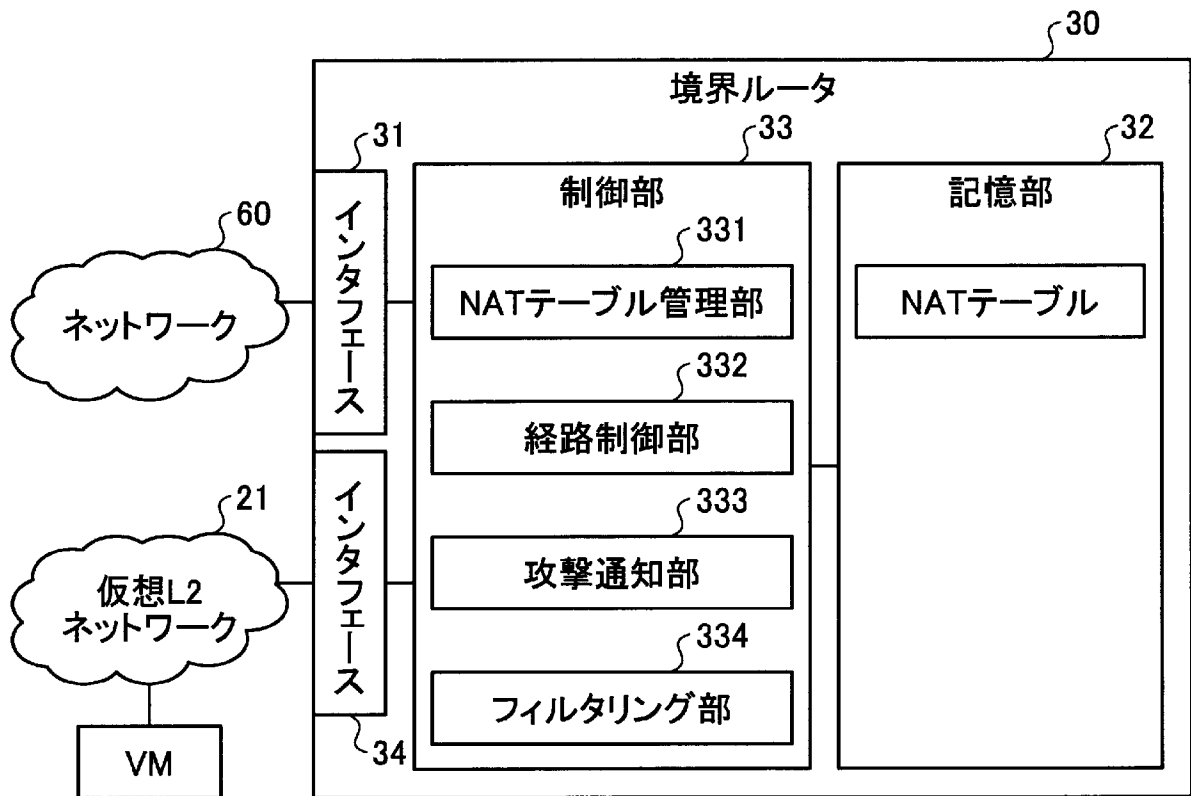
図1



[図2]



[図3]

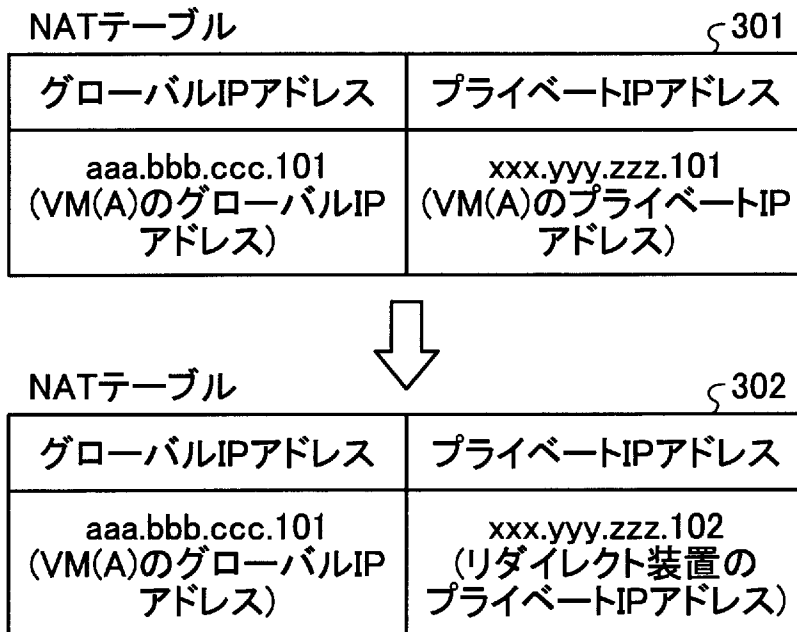


[図4]

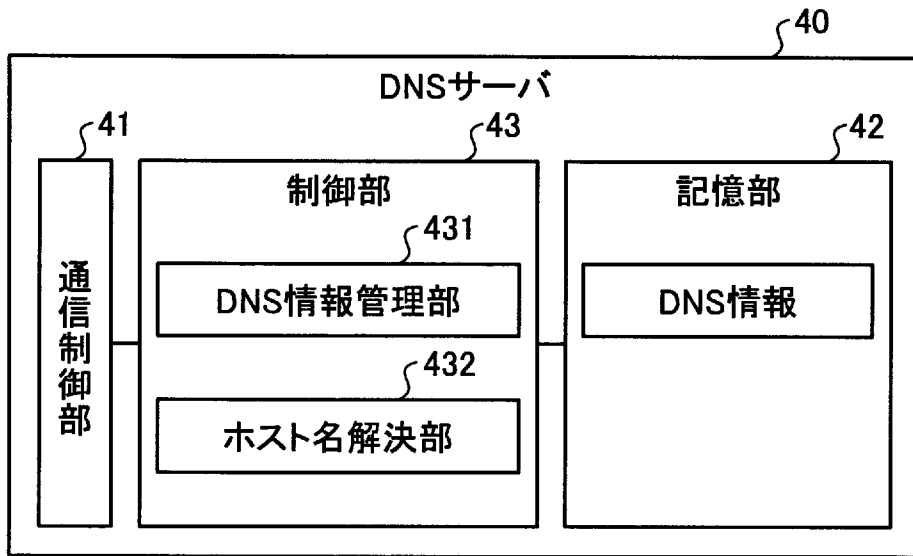
NATテーブル

グローバルIPアドレス	プライベートIPアドレス
aaa.bbb.ccc.101	xxx.yyy.zzz.101

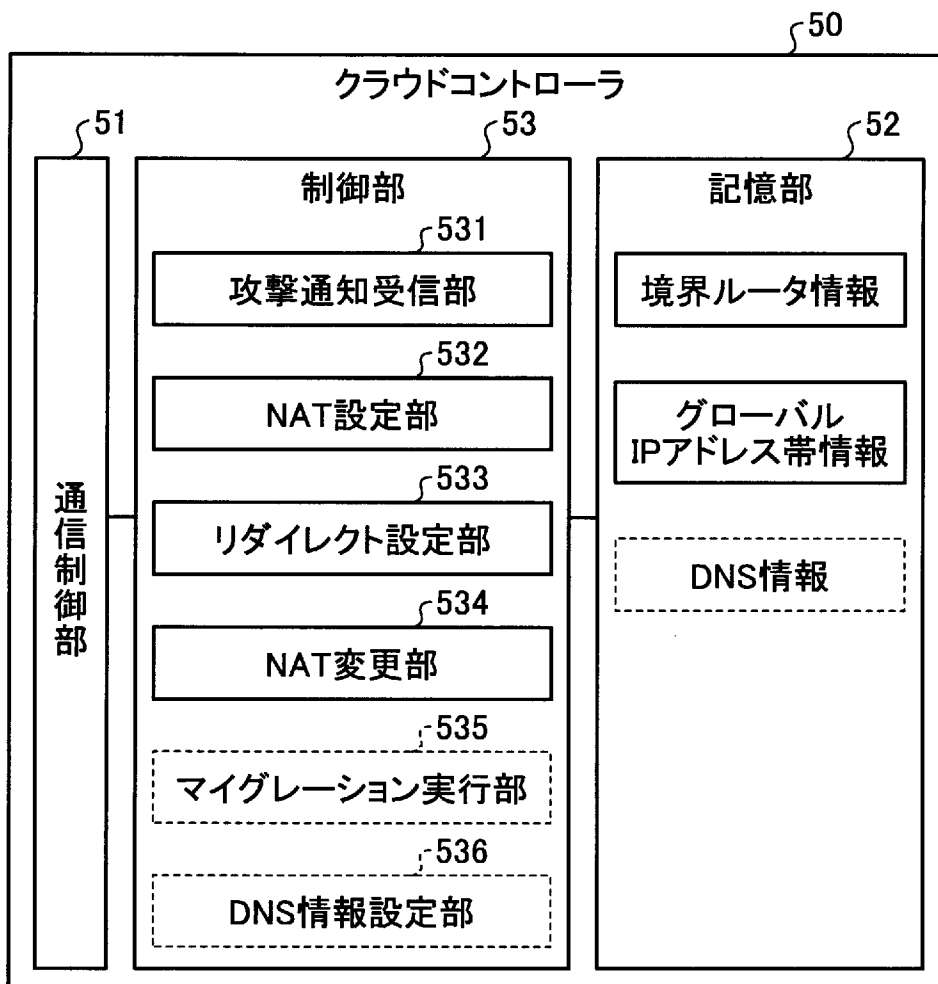
[図5]



[図6]



[図7]

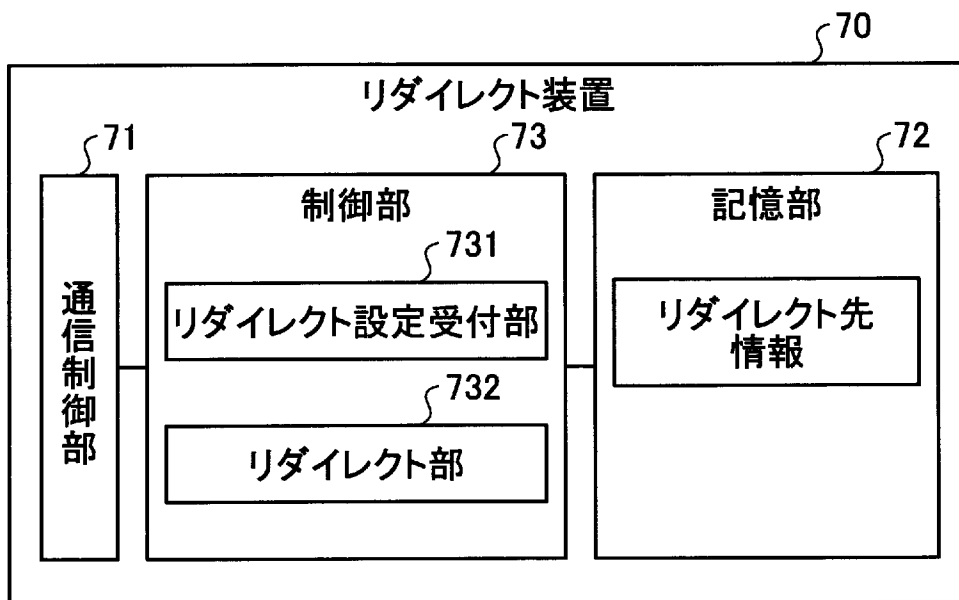


[図8]

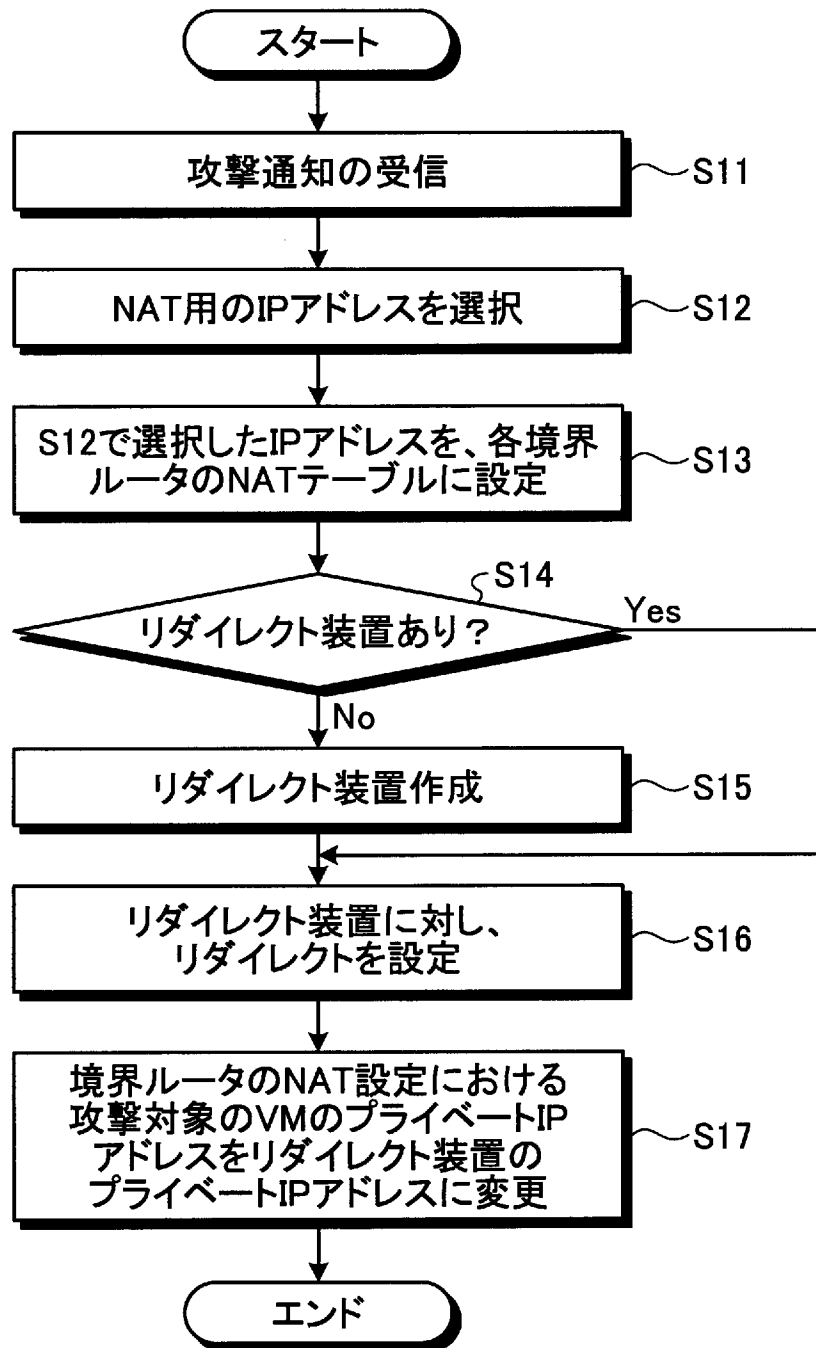
グローバルIPアドレス帯情報

データセンタ	グローバルIPアドレス
データセンタ1	aaa.bbb.ccc.0/24
データセンタ2	ddd.eee.fff.0/24
データセンタ3	ggg.hhh.iii.0/24

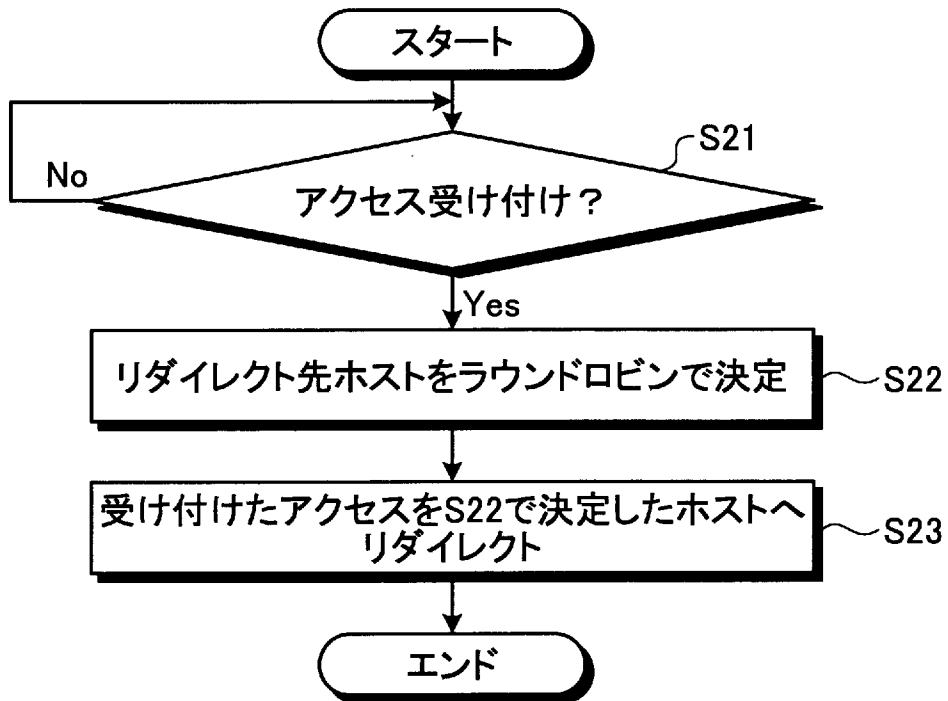
[図9]



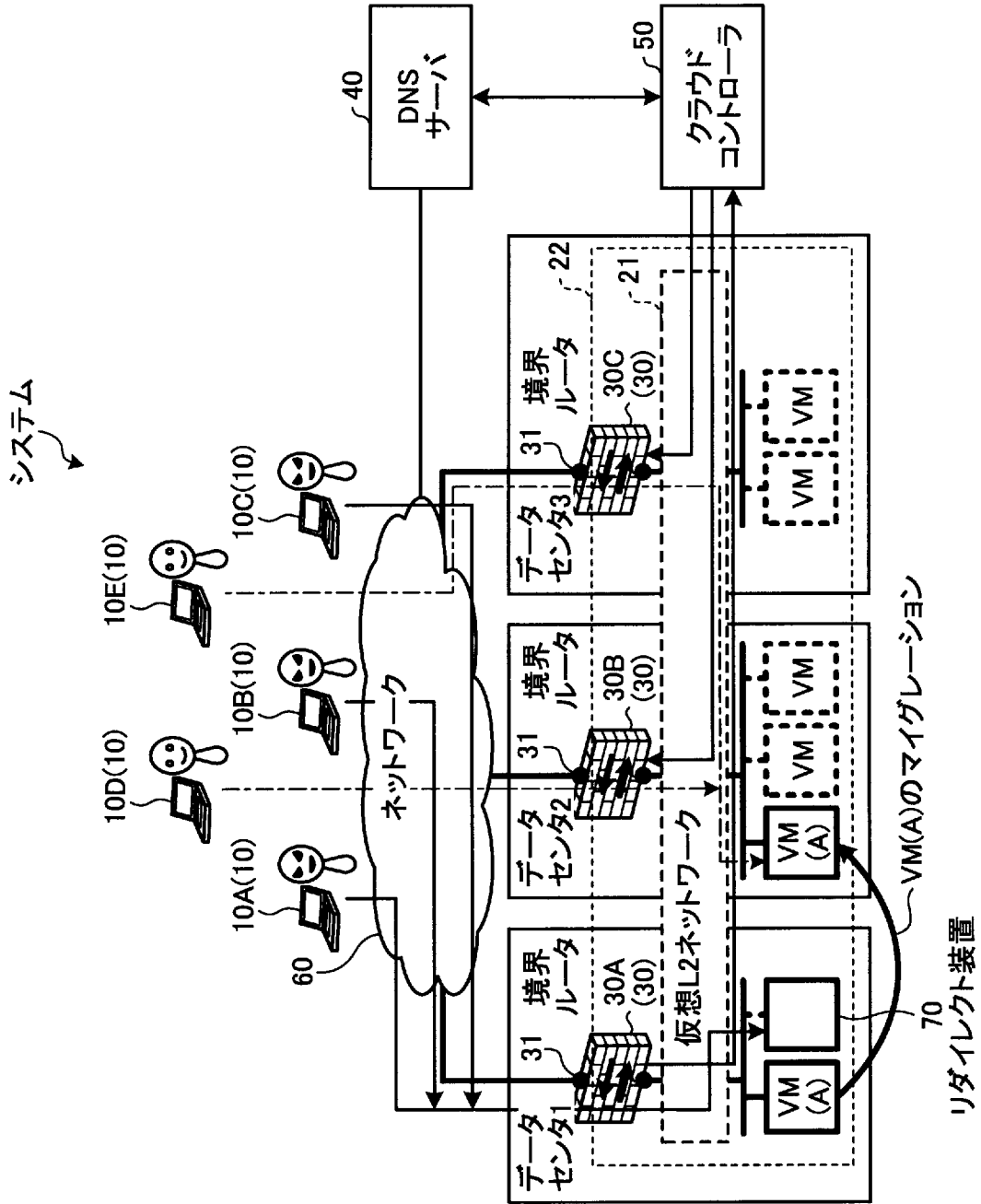
[図10]



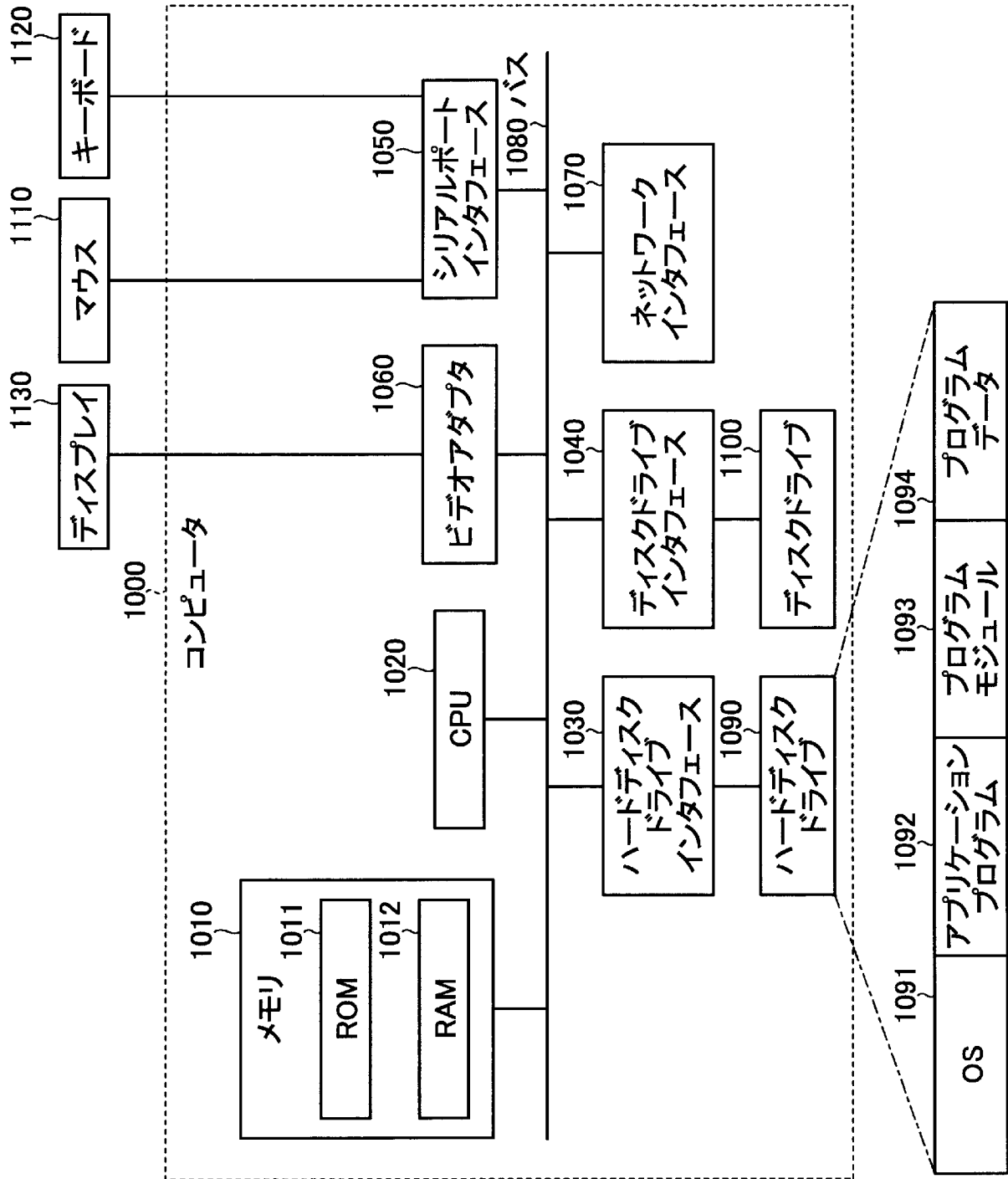
[図11]



[図12]



[図13]



INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.

PCT/JP2015/074072

A. CLASSIFICATION OF SUBJECT MATTER

H04L12/66(2006.01)i, G06F13/00(2006.01)i, H04L12/70(2013.01)i, H04L12/717(2013.01)i, H04L12/749(2013.01)i

According to International Patent Classification (IPC) or to both national classification and IPC

B. FIELDS SEARCHED

Minimum documentation searched (classification system followed by classification symbols)

H04L12/66, G06F13/00, H04L12/70, H04L12/717, H04L12/749

Documentation searched other than minimum documentation to the extent that such documents are included in the fields searched

Jitsuyo Shinan Koho	1922-1996	Jitsuyo Shinan Toroku Koho	1996-2015
Kokai Jitsuyo Shinan Koho	1971-2015	Toroku Jitsuyo Shinan Koho	1994-2015

Electronic data base consulted during the international search (name of data base and, where practicable, search terms used)

C. DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT

Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
A	Yukio NAGABUCHI et al., "Proposal of loadbalancing DDoS traffic for virtual datacenters", IEICE Technical Report IN2014-48, 10 July 2014 (10.07.2014), vol.114, no.139, pages 107 to 112	1-10
A	JP 2011-221993 A (Wins Technet Co., Ltd.), 04 November 2011 (04.11.2011), claim 1 & US 2011/0252469 A1 & KR 10-0994076 B1	1-10
A	JP 2004-334455 A (Fujitsu Ltd.), 25 November 2004 (25.11.2004), claim 1 (Family: none)	1-10

Further documents are listed in the continuation of Box C.

See patent family annex.

* Special categories of cited documents:

"A" document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance

"E" earlier application or patent but published on or after the international filing date

"L" document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified)

"O" document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means

"P" document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed

"T" later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention

"X" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone

"Y" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art

"&" document member of the same patent family

Date of the actual completion of the international search
15 September 2015 (15.09.15)

Date of mailing of the international search report
29 September 2015 (29.09.15)

Name and mailing address of the ISA/
Japan Patent Office
3-4-3, Kasumigaseki, Chiyoda-ku,
Tokyo 100-8915, Japan

Authorized officer

Telephone No.

A. 発明の属する分野の分類（国際特許分類（IPC））
 Int.Cl. H04L12/66(2006.01)i, G06F13/00(2006.01)i, H04L12/70(2013.01)i, H04L12/717(2013.01)i, H04L12/749(2013.01)i

B. 調査を行った分野
 調査を行った最小限資料（国際特許分類（IPC））
 Int.Cl. H04L12/66, G06F13/00, H04L12/70, H04L12/717, H04L12/749

最小限資料以外の資料で調査を行った分野に含まれるもの
 日本国実用新案公報 1922-1996年
 日本国公開実用新案公報 1971-2015年
 日本国実用新案登録公報 1996-2015年
 日本国登録実用新案公報 1994-2015年

国際調査で使用した電子データベース（データベースの名称、調査に使用した用語）

C. 関連すると認められる文献

引用文献の カテゴリー*	引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する 請求項の番号
A	永渕 幸雄、他4名、仮想データセンタ環境におけるDDoS攻撃 トラヒック分散方式の提案、電子情報通信学会技術研究報告 IN2014-48, 2014.07.10, 第114巻 第139号, pp.107-112	1-10
A	JP 2011-221993 A（ウィンズ テックネット カンパニー、リミテ ッド）2011.11.04, 請求項1 & US 2011/0252469 A1 & KR 10-0994076 B1	1-10

C欄の続きにも文献が列挙されている。 パテントファミリーに関する別紙を参照。

* 引用文献のカテゴリー
 「A」特に関連のある文献ではなく、一般的技術水準を示すもの
 「E」国際出願日前の出願または特許であるが、国際出願日以後に公表されたもの
 「L」優先権主張に疑義を提起する文献又は他の文献の発行日若しくは他の特別な理由を確立するために引用する文献（理由を付す）
 「O」口頭による開示、使用、展示等に言及する文献
 「P」国際出願日前で、かつ優先権の主張の基礎となる出願日の後に公表された文献
 「T」国際出願日又は優先日後に公表された文献であって出願と矛盾するものではなく、発明の原理又は理論の理解のために引用するもの
 「X」特に関連のある文献であって、当該文献のみで発明の新規性又は進歩性がないと考えられるもの
 「Y」特に関連のある文献であって、当該文献と他の1以上の文献との、当業者にとって自明である組合せによって進歩性がないと考えられるもの
 「&」同一パテントファミリー文献

国際調査を完了した日 15.09.2015	国際調査報告の発送日 29.09.2015
--------------------------	--------------------------

国際調査機関の名称及びあて先 日本国特許庁（ISA/J P） 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官（権限のある職員） 安藤 一道 電話番号 03-3581-1101 内線 3596	5 X	3 0 4 8
--	---	-----	---------

C (続き) . 関連すると認められる文献		
引用文献の カテゴリー*	引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する 請求項の番号
A	JP 2004-334455 A (富士通株式会社) 2004. 11. 25, 請求項 1 (ファミリーなし)	1 - 10